

東近江市補助金制度に関する改革指針



平成23年3月

東 近 江 市

東近江市補助金制度に関する改革指針

1 はじめに

世界同時経済不況により日本経済は、雇用衰退や所得環境の悪化など、依然として楽観を許さない状況にあり、東近江市でも厳しい財政運営を強いられています。

また、東近江市は、市町合併によって国の支援（合併特例法）を得ていますが、この地方交付税も平成27年度から段階的に縮減されていくことから、財政運営は今後さらに厳しさを増していくと予測されます。

このような状況から、市では平成22年3月に第2次行政改革大綱を定め、現在の事業、制度、公の施設について点検・見直しを行なうこととしており、補助制度についても早急な改革を行なうこととしています。

時代の潮流から既存補助金制度は、第一にその財源が市税その他の貴重な財源で賄われていることから、公益性、公平性、透明性をいかに確保するかが問われています。

第二には、健全な行財政基盤を確立するという観点から、補助金についてもその総枠の抑制を行なうことが避けて通れない状況となっています。

第三には、市では地域の様々な主体が自治体と協働して公共を担う「新しい公共空間」の形成をこれからの自治体運営の基本理念としていますが、「協働」を推進する観点から、現状の補助制度を検証し、新たな補助金制度の仕組みを構築することが求められています。

以上のようなことから、ここに「補助金制度に関する改革指針」を定め、より適正な補助金の交付及び執行を図ります。

2 補助金等の定義

補助金交付の根拠は、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これが補助金等の支出根拠となっています。

補助金等の支出に係る予算科目は、地方自治法施行規則に定める「負担金補助及び交付金」の節区分に該当し、細節として、負担金、補助金及び交付金に区分され、その詳細は次のとおりとなります。

負担金	<p>1. 法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの</p> <p>(1) 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を負担する場合</p> <p>(2) 一定の事業等について、財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合</p> <p>2. 任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決めた費用を負担するもの</p>
補助金	<p>特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めした場合に対価なくして支出するもの。または、相手方が行う事務又は事業に対して、これを助成するために、あるいは奨励するために財政的な援助として交付する給付金</p>
交付金	<p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの</p> <p>委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なる。</p>

3 改革対象外とする補助金等

前述の負担金、補助金及び交付金について、国・県等の支援によって市の負担を伴わないものの他、次のような義務的、臨時的性格が強いものは対象外とします。

改革の対象外とする補助金等	
負担金	<p>法律及び条例に基づく負担金</p> <p>一部事務組合負担金</p> <p>工事等負担金</p> <p>国・県及び広域行政の施策に伴う負担金、拠出金</p> <p>参加負担金、出席負担金、受講負担金等</p>
補助金	<p>条例に基づく利子助成金、利子補給金</p> <p>条例に基づく奨励金</p>
交付金	<p>法律及び条例に基づく交付金</p>

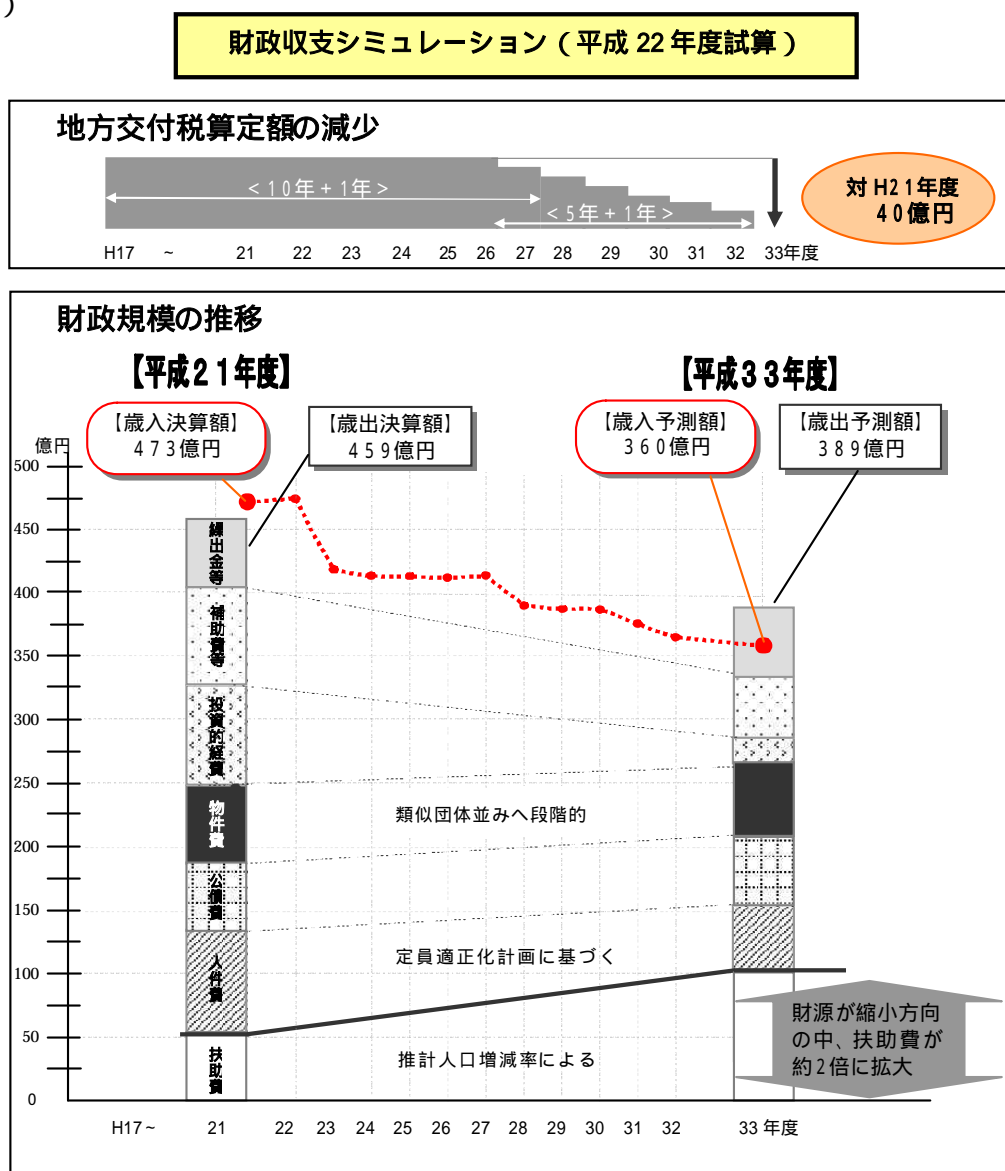
4 補助金制度の問題点及び課題

(1) 財政基盤の健全化

市の財政状況を見ると、図 1 のとおり、平成 21 年度には 473 億円あった歳入総額が、平成 33 年度には 360 億円と大幅な歳入減少が見込まれます。景気回復の兆しがあるものの地方経済は依然厳しく、税による増収は期待できない状況です。また、国の地方交付税（地方公共団体間における財政力格差の解消や行政水準の不均衡の調整を目的に交付されるもので合併後 10 年間は特例措置として旧市町での算定額が確保される。）も、平成 27 年度から段階的に削減され、特例期間終了の平成 33 年度には、財政収支シミュレーションでは対平成 21 年度比で約 40 億円の減少が予想されます。

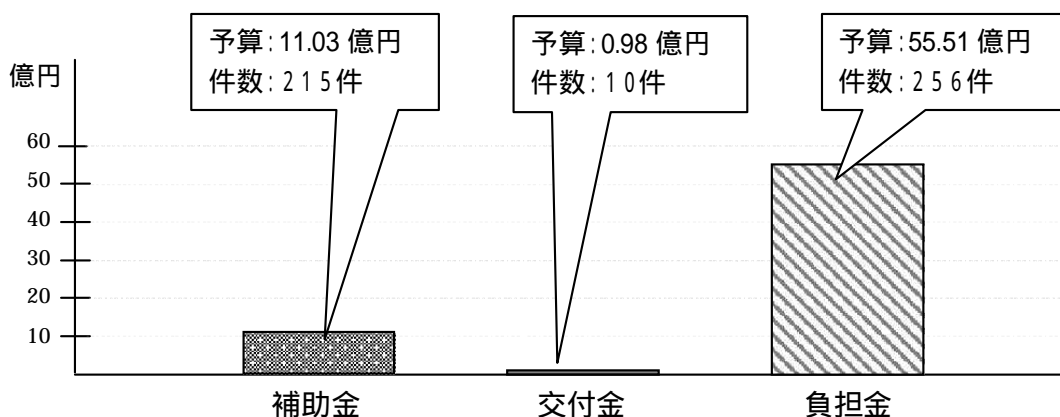
一方歳出総額は、平成 21 年度は 459 億円で市政運営をしてきましたが、平成 33 年度には 389 億円を見込んでいます。しかし、平成 33 年度の歳出額を歳入に見合う歳出にするためには、さらに 29 億円を減額し 360 億円で行政運営を図る必要があります。

(図 - 1)



そこで市では、定員適正化計画に基づく人件費の抑制、公の施設改革による物件費の抑制、各種事務事業の行政評価による事業の統廃合等によって歳出額の総額を抑制していく計画ですが、負担金・補助金・交付金についても必要性や効果を判断する中で、現行の総枠を抑制していくことが重要となっています。

平成 22 年度の補助金・交付金・負担金の予算総額及び件数は次のとおりとなっています。



(2) 補助期間の長期化に対する弊害

補助金は、一度交付されると長期化・固定化によって既得権化する傾向がうかがえ、その弊害として、交付団体への公平性の懸念、交付先団体の自立的な活動意識の希薄化が問題として挙げられます。

このようなことから、市では、平成 20 年度に補助金交付要綱に最長 3 年の終期を設けると共に、補助金の更新については、交付状況の検討結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

(3) 補助金の公益性の問題

補助金の財源は市民の税金等であることから、補助金の使途が市民にとってどれだけ公益性があるのかが問われています。しかし、交付先団体の決算状況から親睦的研修経費、飲食・慶弔費等補助金の性質からその使途が疑問視される場合があります。

また、交付先団体の繰越金と補助金額について、その妥当性についても疑問視される場合があります。

さらに、交付先団体の会計処理等、交付元の所管部署が受け持つ場合も見受けられ、公益性の視点からその妥当性を検証する必要があります。

(4) 補助金の透明性の欠如

東近江市では、各事務事業の評価は行財政マネジメントシステムによって毎年評価し、公表を行なっています。各補助金は、事務事業の細事業として取り扱っているケースが多いため、補助金単独の評価が十分とはいえない状況です。

補助金の財源は市民の税金等であることから、市の説明責任として、補助金支出の適法性、

適正性、費用対効果や効率性・有効性を検証し公表する必要があります。

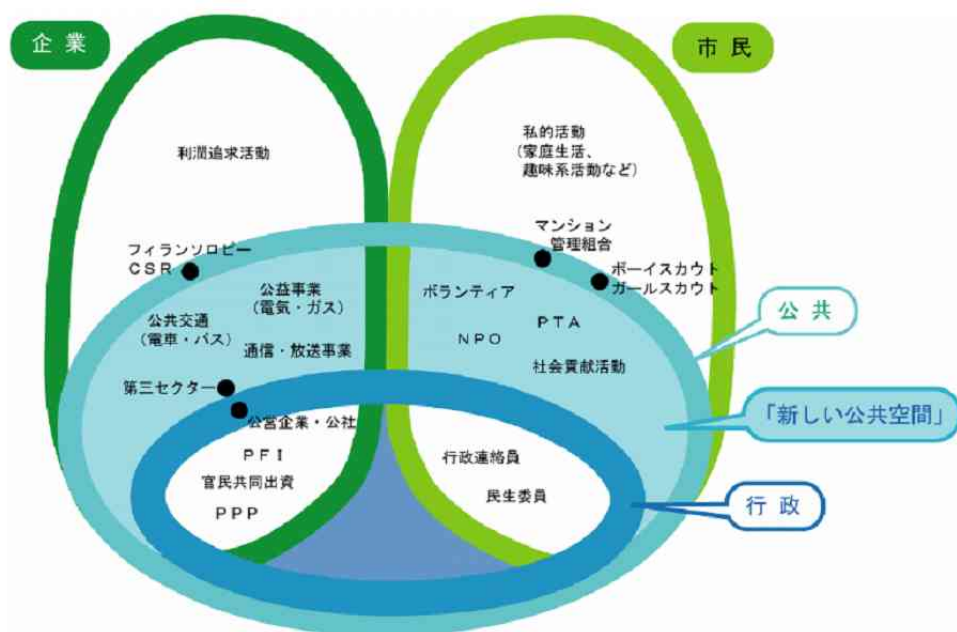
また、補助金受給者についても、補助金の成果を市民に公表することが求められています。

(5) 市民との協働を推進する補助金制度

これからの自治体経営は、地域の様々な主体と自治体が協働して公共を担うといった「新しい公共空間」をどのように形成していくかが重要となってきます。市の総合計画では市民と行政が自助・共助・公助のもと、知恵と力を合わせてそれぞれの役割を果たしていく「市民と行政の協働」を基本的な考え方として、まちづくりを進めていくとしています。

この「協働」を推進する上で、補助金制度は重要な役割を担うこととなりますが、新たな市民ニーズに対応していくためには、硬直化した既存補助金を検証すると共に、併せて、協働を推進するための新たな補助金制度の構築が求められています。

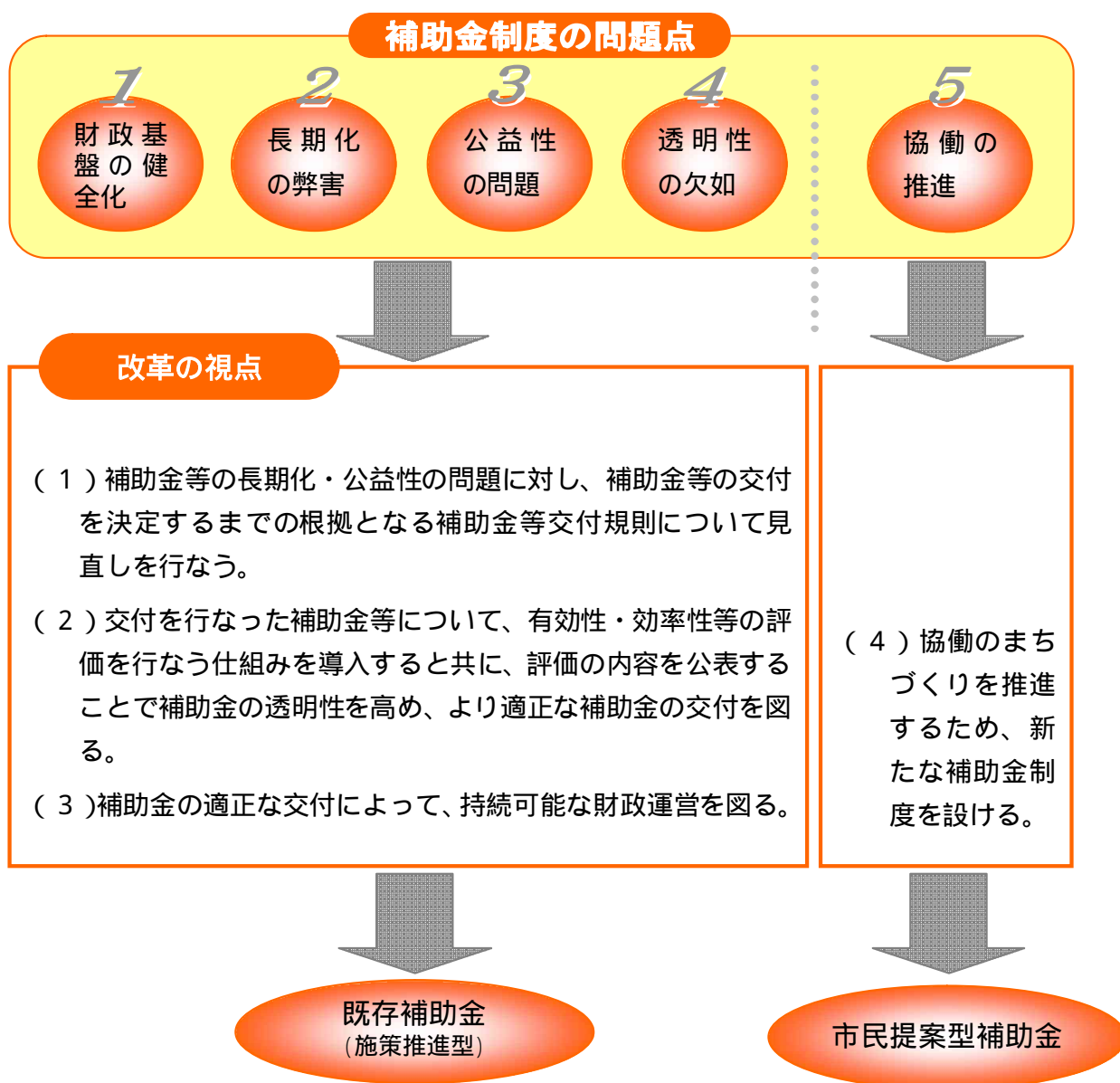
新しい公共空間の形成



「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会(座長:岩崎美紀子 筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授)」の報告書「分権型社会における自治体経営の刷新戦略 - 新しい公共空間の形成を目指して - (平成17年3月)」から抜粋。

5 補助金制度の改革視点

前述の補助金制度の問題点及び課題から、改革の視点を次のとおり設定します。



既存の補助金等は、総合計画の施策を達成するために設けられたものであることから、これを「既存補助金（施策推進型）」と位置づけ、上図の視点で改革を進めます。

また、総合計画では、「自分たちの地域は自分たちで創り育てる」という自立の考えを基本に、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することとしていることから、新たな補助制度として、公募による「市民提案型補助金」を設けることとします。

6 補助金改革の具体策

(1) 既存補助金(施策推進型)の制度改革

補助金等の交付における改革

補助金の交付は、補助金等交付規則や各補助金交付要綱に基づき行なっていますが、補助金の目的である公益性を確保するため、補助金等の交付に際し新たな基準を設けます。

ア．公益性を確保するため、市長の責務と補助事業者の責務を明文化

(市長の責務)

第 条 市長は、補助金等が地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき公益上の必要がある場合に限り交付することができるものであること、補助金等の財源が市税等の貴重な財源によるものであること及び補助金等が総合計画の施策を推進するために設けられたものであることから、必要性、効果・効率性、財政状況その他諸般の状況を総合的に考慮することにより、補助金等交付事務の公正かつ効率的な執行に努めなければならない。

(補助事業者等の責務)

第 条 補助事業者等は、補助金等の財源が市税等の貴重な財源によるものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めると共に、次の責務を負うものとする。

- (1) 会計処理を適正に行うこと。
- (2) 応分の自主財源を確保すること。
- (3) 補助事業等における補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分すること。

イ．要綱制定の義務付け

(要綱の制定)

第 条 市長は、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ補助金等ごとに次に掲げる事項を規定した要綱を定めなければならない。

- (1) 交付の目的
- (2) 補助事業等
- (3) 補助金等の交付の対象者
- (4) 補助金等の額の算定方法

ウ．補助対象経費の明文化

(補助対象外経費)

第 条 補助事業等に係る経費のうち、次の経費は、原則として補助金等の交付の対象経費としない。

- (1) 人件費。ただし、行政活動の補完を目的として設立された団体に対するもの及び補助事業等の目的が人件費に対するものである場合を除く。
- (2) 食糧費。ただし、会議等のお茶代及び補助事業等の目的が飲食を伴うものである場合を除く。
- (3) 慰労的な視察又は研修の経費
- (4) 交際費、慶弔費、親睦会費等団体運営に係る経費
- (5) 他の団体又は関係組織へ行う迂回助成で、補助金等の使途が明確に確認できない経費
- (6) 基金等の積立てを目的とした経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象経費として適当でない経費

エ．団体における運営補助の取り扱い

(団体補助金等の交付基準)

第 条 団体における補助金等の交付については、公益性の確保及び団体の自立促進の観点から団体が行なう事業経費に対してのみ補助等を行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、団体の運営経費について補助を行うことができるものとする。

- (1) 団体の育成が主たる目的の場合は、支援期間を設定した期間
- (2) 市の施策を補完する活動団体の運営経費

オ．繰越金に対する補助金等の取り扱い

(補助金等の額の調整)

第 条 補助金等の交付期間が複数年であり、かつ、前年度に交付した補助事業等の決算において繰越金がある場合は、当該繰越金の額に応じて補助金等の額を調整するものとする。

カ．補助事業者等における帳簿の備付及び保管

(帳簿の備付等)

第 条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、補助事業等が完了した日の属する年度の終了後5年間整理保管しなければならない。ただし、法律又はこれに基づく命令等に規定されるものについては、その期間とする。

補助金の効果进行评估し透明性を高めるための改革

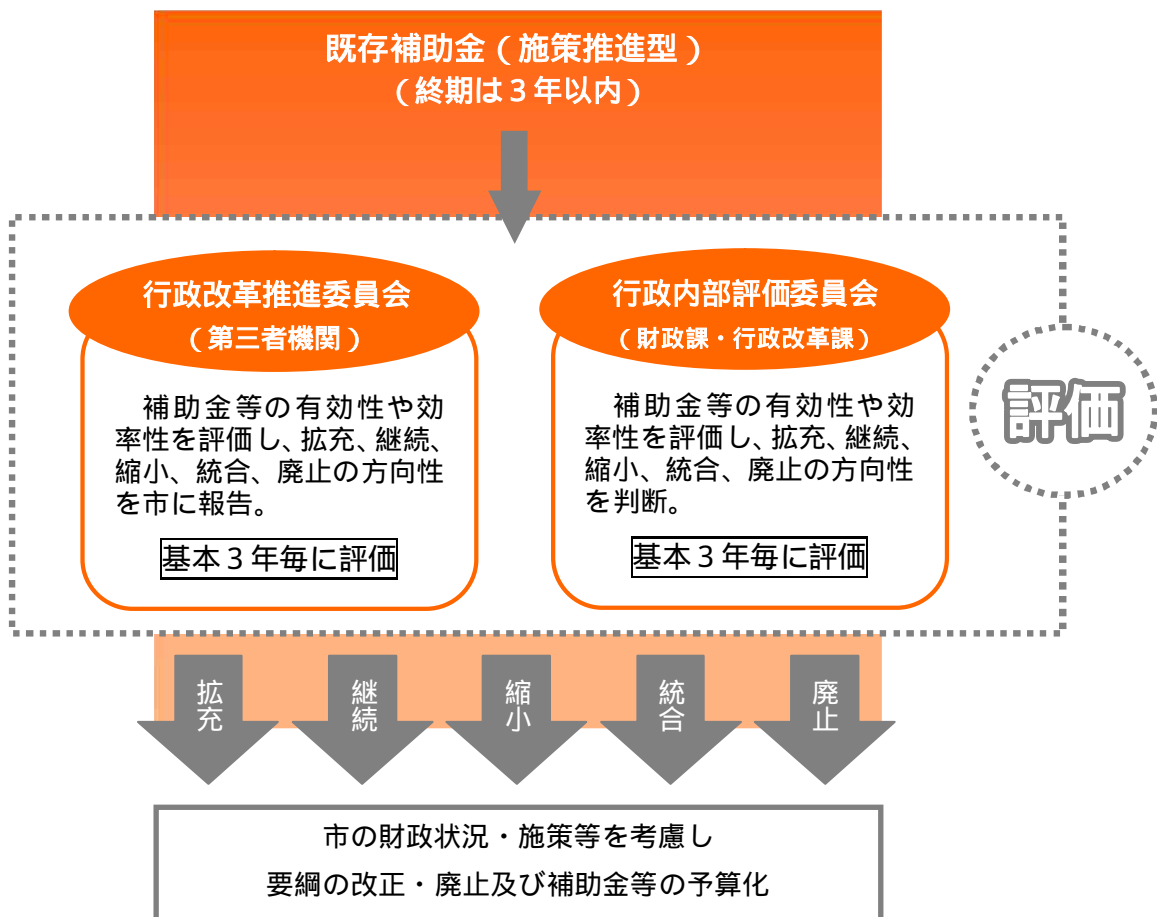
補助金の公益性や費用対効果等进行评估・公表するシステムを構築し、補助金等の適切な措置を講じるため、補助金等交付要綱に次の基準を設けます。

(補助金等の評価)

第 条 市長は、少なくとも3年度ごとに社会経済情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性进行评估し、かつ公表し、必要があると認めるときは、補助金等の拡充、縮小、統合、廃止その他適切な措置を講じるものとする。

市は交付した補助金等の有効性や効率性进行评估し、適切な措置を講じなければなりません。その検証については、より客観性を高めるため、平成22年度から発足させる第三者機関の東近江市行政改革推進委員会及び行政内部評価委員会がこれを担うこととします。

行政改革推進委員会は、各補助金等の内容を審査し、拡充、継続、縮小、統合、廃止の方向性を市に報告。市は委員会の報告内容を尊重すると共に、財政状況を勘案する中で予算の確保に努めることとします。



行政改革推進委員会が補助金等の評価を実施するに当たり、評価の基準を次のとおり定めます。

東近江市補助金等評価基準

1. 目的

この評価基準は、東近江市補助金等交付規則に基づき補助金等の交付を行なった既存補助金（施策推進型）の評価について、その基準となるべき事項を定めたものである。

2. 評価対象

評価対象は、地方自治法施行規則に定める「負担金補助及び交付金」に該当する負担金、補助金及び交付金とする。

但し、次のような義務的、臨時的性格が強いものは対象外とする。

改革の対象外とする補助金等	
負担金	法律及び条例に基づく負担金 一部事務組合負担金 工事等負担金 国・県及び広域行政の施策に伴う負担金、拠出金 参加負担金、出席負担金、受講負担金等
補助金	条例に基づく利子助成金、利子補給金 条例に基づく奨励金
交付金	法律及び条例に基づく交付金

3. 評価の期間

補助金等の評価は、終期の設定（3年以内）の関係から、3年毎に全対象補助金等について行なう。

4. 評価方法

- (1) 評価は、東近江市行政改革推進委員会及び行政内部評価委員会が行う。
- (2) 評価は、各委員が「補助金等評価シート」で評価を行なったものを集計し、総合評価する。
- (3) 評価に際し、協議が必要と認められる場合は、委員相互の協議に基づき行なうものとする。
- (4) 評価に基づく判定（拡充・継続・縮小・廃止）に対し、意見を付することができるものとする。

5. 評価項目と評価点

補助金を評価する項目を次のとおり設定する。

併せて、評価の客観性を高めるため、評価点を次のように設定する。

なお、各補助金等の性質によって下記の評価項目がふさわしくないとと思われる場合は、委員相互の協議に基づき行なうものとする。

評価項目		評価点
公益性	この補助金は、東近江市民のためになっているか	10点
公平性	この補助金は、全ての対象者に交付されているか	5点
必要性	市が税金を投入する必要があるか (社会情勢や市民ニーズに対応しているか)	10点
効果・経済性	投入する税金と比較して、効果はあるか	5点
適正性	会計処理、事務局所在及び用途が適切か	5点
	繰越金の額が適正か	5点
	補助金を受ける者も適正な負担をしているか	5点
独創性	独創性、先見性等から東近江市らしさがあるか	5点
合計		50点

6. 判定

上記の評価点の集計に基づき、補助金等のあり方を次のとおり判定する。

拡充 評価点(満点)の90%以上

継続 評価点(満点)の70%以上～90%未満

縮小 評価点(満点)の50%以上～70%未満

廃止 評価点(満点)の50%未満

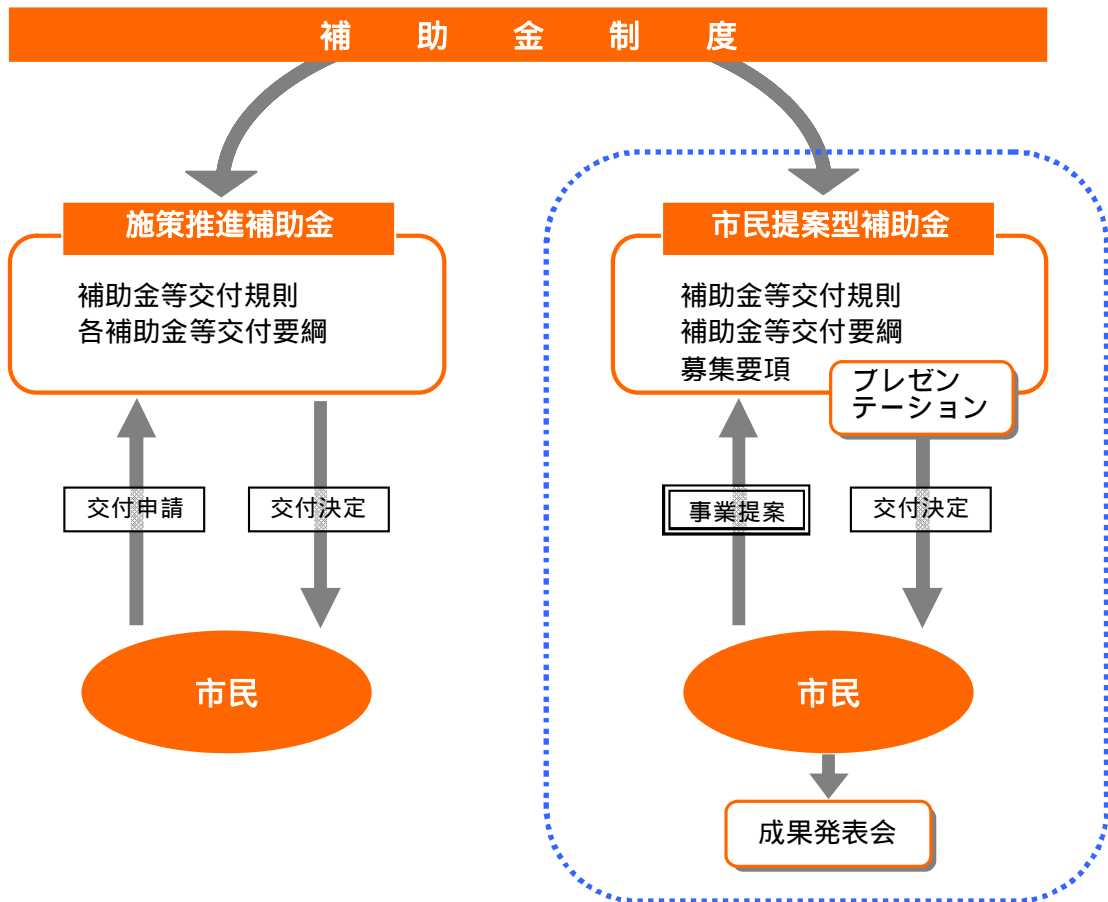
7. 補助金等評価シート

補助金等評価シートは様式1、様式2による。

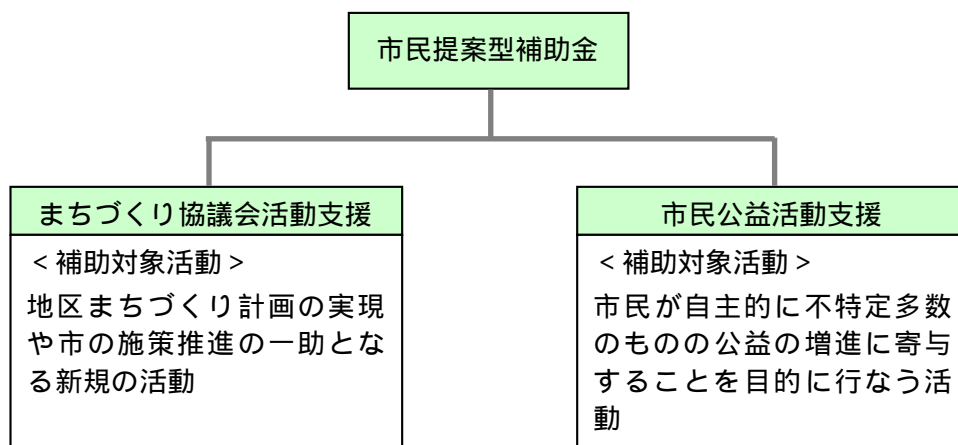
(2) 市民提案型補助金の新設

新たな政策課題の解決方法として、「市民と行政の協働」で行なうことが、これからの自治体経営には求められています。市民の自由な発想や提案に基づいた新たな補助金制度として公募による市民提案型補助金を新設します。

市民や市民団体、企業等の自由な発想や主体性の発揮により、さらなる地域の活性化が期待できます。



平成22年度から「市民提案型補助金」として、次の補助金を導入し市民が主役のまちづくりを支援します。



東近江市補助金等評価シート

		整理番号				
補助金等の名称		担当課				
総合計画の体系	基本目標	<事業概要>				
	政策					
	施策					
	事務事業名					
根拠法令	補助金等の分類					
補助率	補助対象者	運営補助	事業補助	その他		
補助目的		1 市民団体				
		2 民間事業者				
事業内容		3 関係機関				
		4 外郭団体				
交付先 (交付団体数)	()	5 市民個人				
		運営補助に該当の場合は、様式2「団体に関する調書」を作成				
行政コスト (補助事務に係る人件費)	職員数 人 事務日数 日 人件費 0 千円	補助開始年度	平成 年度			
		経過年数	年			
		事務局所在	<input type="checkbox"/> 団体側 <input type="checkbox"/> 市側			
過去の補助実績		年度実績	年度実績	年度予算	備考	
財源内訳	補助金の額(円)					
	国費					
	県費					
	地方債					
	その他一般財源					
他市の状況	草津市		彦根市		長浜市	
評価					一次評価	二次評価
● 委託化	委託金として支出すべき補助金等である					
● 統合	他の補助金等と統合すべき補助金等である					
● 拡充・継続・縮小・廃止				(評価点)	(評価点)	
● 公益性	この補助金は、東近江市民のためになっているか		10点			
● 公平性	この補助金は、全ての対象者に交付されているか		5点			
● 必要性	市が税金を投入する必要があるか		10点			
● 効果・経済性	投入する税金と比較して、効果はあるか		5点			
● 適正性	会計処理、事務局の所在及び使途が適切か		5点			
	繰越金の額が適正か		5点			
	補助金を受ける者も適正な負担をしているか		5点			
● 独創性	独創性、先見性から東近江市らしさがあるか		5点			
		拡充 90%以上 継続 70%以上～90%未満	縮小 50%以上～70%未満 廃止 50%未満	50点満点	0	0
判定	<意見>					

団体に関する調書

団 体 名		法 人 格	有 無
会 員 数	人	市 民 会 員	人 (%)
決 算 書	有 無	会 計 監 査	有 (内部・外部) 無
会 費	有 無	(年額 円)	

団体の決算状況	年度実績	年度実績	年度見込	備考
収 入 (円)				
収 入 内 訳	市補助金			
	市委託金			
	自主財源(会費・事業収入等)			
	他団体からの補助金			
	その他			
支 出 (円)				
繰越金 (円)				

決算書「有」の場合は、直近の決算書のコピーを添付してください。

団 体 名		法 人 格	有 無
会 員 数	人	市 民 会 員	人 (%)
決 算 書	有 無	会 計 監 査	有 (内部・外部) 無
会 費	有 無	(年額 円)	

団体の決算状況	年度実績	年度実績	年度見込	備考
収 入 (円)				
収 入 内 訳	市補助金			
	市委託金			
	自主財源(会費・事業収入等)			
	他団体からの補助金			
	その他			
支 出 (円)				
繰越金 (円)				

決算書「有」の場合は、直近の決算書のコピーを添付してください。